



# 「住まいぬくもり相談室」

## -調布市住宅確保要配慮者相談窓口設置事業-

高齢者、障害者、子育て家庭など、様々な事情により住まいにお困りの方から、調布市居住支援協議会の相談員が相談者の状況をお伺いしながら、適切な民間賃貸住宅の情報の提供や福祉サービス、行政支援などをご紹介します。

### 例えばこんなご相談には…

収入が下がって家賃が払えないから、もう少し安いところへ引っ越したい。	調布市居住支援協議会にご協力いただいている不動産業者が、みなさまの生活状況に見合った賃貸住宅をご紹介します！
高齢者のひとり暮らしだと何かと心配だな…。	調布市居住支援協議会に所属する居住支援団体や協力機関が、見守りなどの支援をご案内したり、お手続きを補助したりします。
生活支援を受けながら住める場所を探しています。	窓口でお話いただいた内容を参考に、行政の福祉サービスや民間賃貸情報を合わせてご提供します。
子どもが多く、アパートでの騒音など近隣トラブルが心配です。	お子さんを含め、入居可能な賃貸物件のご紹介や、子育て支援サービスをご案内します。

### ■実施日時

原則 第1・第3・第5

木曜開庁日（祝日を除く）

- ① 13時15分～13時55分
- ② 14時00分～14時40分
- ③ 14時45分～15時25分
- ④ 15時30分～16時10分

### ■事前予約制

ご利用の際には、事前の予約が必要です。以下にご連絡いただき、予約をしてください。

**（市役所その他で相談等を行っている方は、予約の際にお伝えください）**

調布市 都市整備部 住宅課

☎ 042-481-7141

（平日9時～17時）

■相談費 無料

■開催場所

市役所2階

市民ロビー相談室（2）

**（市民相談課ではなく、直接相談室にお越しください）**



### 窓口事業のお問い合わせ

調布市 都市整備部 住宅課

（調布市居住支援協議会事務局）

☎ 042-481-7141



音声コード



# 住まいぬくもり支援制度

## 民間賃貸住宅 仲介支援事業

市内の民間賃貸住宅へ転居する際に、不動産事業者等の仲介を利用した場合に、その費用を助成します。

限度額6万4000円

## 民間賃貸住宅家賃等 債務保証支援事業

保証人となる方がいないことにより転居先の住宅の確保が困難となっている方に対し、不動産事業者等を通じ、民間保証会社を利用した際の保証料を助成します。

限度額3万2000円

対象となる世帯は1のいずれかに該当し、2の物件に入居する、3の要件を全て備える世帯です。

### 1 対象となる世帯等（その他 犯罪被害者・DV被害者・施設等退所者）

低所得世帯	所得が著しく低い世帯
高齢者世帯	65歳以上の方で構成されている世帯
障害者世帯	身体障害者手帳の交付を受けている方で、その障害の程度が1級から4級まで、愛の手帳の交付を受けている方で、その障害の程度が1度から4度まで、もしくは精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている1級から3級の障害者のいずれかである方の属する世帯
ひとり親世帯	申込者本人が配偶者（内縁を含む。）のない方であり、同居親族が20歳未満の子どもだけである世帯
子どもを育成する世帯	申込者と同居する親族に、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの子どもがある世帯

### 2 対象物件

- (1) 建築基準法に違反する物でないこと。
- (2) 昭和56年6月1日以降に着工した建築物であること。
- (3) 消防法その他関連法令及び各区市町村条例に基づき、住宅用火災警報器の設置、消防用設備等設置、防火管理等の対策が確実に実施されていること。
- (4) 床面積は、原則16㎡以上であること。

### 3 資格要件

- (1) 新たに市内の民間賃貸住宅に居住しようとする者であること。
- (2) 世帯の所得の合計額が、低所得世帯は年間189万6千円以下、その他対象となる世帯は256万8千円以下であること。（1人増すごとに38万円加算となります。）
- (3) 土地及び建物等の不動産等を所有していないこと。
- (4) 緊急時連絡先があること。
- (5) 生活保護法による生活保護を受けていないこと。
- (6) 過去に住まいぬくもり支援制度による仲介手数料・家賃等債務保証料に関する助成を受けていないこと。他の公的制度による仲介手数料・家賃等債務保証料に関する助成を受けていないこと。
- (7) 「調布市住まいぬくもり相談室」又は住宅課による住宅確保に向けた事前相談を受けること。

注：ご利用を希望される場合は、調布市 都市整備部 住宅課までご相談ください。

調布市 都市整備部 住宅課 ☎ 042-481-7141